

母子保健と保育所の連携に関する保健師の意識調査

母子保健研究部 高野 陽・齋藤幸子・安藤朗子
嘱託研究員 福本 恵 (京都府立医科大学医学部看護学科)
三橋美和 (京都府立医科大学医学部看護学科)
嘱託研究員 橋本一子 (宮城県看護協会)
金本由利恵 (京都市北区役所)
客員研究員 加藤忠明 (国立成育医療センター)
嘱託研究員 門脇睦美

要約：母子保健の視点から、保育所保健と地域母子保健との連携のあり方を検討し、今後の保育所における保健活動の充実と地域母子保健の向上に資することを目的として調査研究を行った。京都府、京都市、宮城県、仙台市および沖縄県の保健所、市町村に勤務する保健師 264 名のアンケートに対する回答を分析した。保健師は、それぞれの地域の保健所の所在状況、看護職の配置状況を始め、そこで実践されている保健活動についてはかなり知っており、その内情についても把握している。また、保育所との連絡会をもつことによって、個別の事例を介して連携を行っている。特に、心身障害や発達上問題のある園児、虐待等に関する連携が多い。この個別事例を通じた連携を地域母子保健と保育所保健との連携として位置付けているものが多く、母子保健の一端として位置付けることを必ずしも多くの保健師が認めているわけではないことも把握できた。しかし、保育所や幼稚園との連携の重要性やこれらの施設における保健のスーパーバイザーとしての役割を果たすべきという意見をもつ保健師もいることが確認できた。一方、個人情報と関連した保育所との連携については、保健師は保育所に対する不信感が強く、情報提供に制限を加えるべきなどの意見も認められると同時に、守秘義務のもと、連携の迅速性と適切性を保持するための情報交換の必要性を強調する保健師もあり、それぞれの地域内の保健活動を実践している実態も把握できた。

見出し語：母子保健 保健所保健 保健師 連携 個人情報

Study on the opinion of public-health-nurses about the relationship between maternal and child health services and health care in day nursery

Akira Takano, Sachiko Saito, Akiko Ando, Megumi Fukumoto, Miwa Mitsuhashi,
Kazuko Hashimoto, Yurie Kanemoto, Tadaaki Kato, Mutsumi Kadowaki

This paper shows opinions of 264 public-health-nurses about the relationship between activity of MCH and health activities in day nursery. Most of their opinions are the recognition of necessity of cooperation with the health services of community MCH and health care in day-nurseries. But many problems are pointed out, such as low recognition of the day-nursery staff about cooperation with MCH activities in each community.

Key word: maternal and child health, health activity in day nursery

I. 緒言

母子保健活動の基本的目的は子育て支援である。その具体的な実践活動は、地域と時代の条件に応じて、関連する種々の組織・人材の連携のもとに確立されることが望ましい。今日のもつ時代の条件を考慮すると、特に、子育て支援が重要な位置付けにあり、福祉と保健との関連性を無視することはできない。そのなかでも保育機能と母子保健機能との連携は重要である。しかし、現在、必ずしも全ての地域、または全ての機能において十分に満足できる状態になっていない¹⁾。

さらに、子育て支援としての母子保健の方向性は、「健やか親子 21」に定められており、加えて、次々に少子化対策が策定され、2003年には、次世代育成支援推進法が制定された。これらには、当然のことながら乳幼児を含む小児期の各時期の適切な生活支援と健康問題への対応も重要な課題とされている。特に、次世代育成支援対策推進法においては、次世代が心身ともに健やかに育つための総合的行動計画を作り、自治体と企業をそれぞれの立場で推進する方策である。この方策を順調で適切に推進させていくためには、保健と福祉（ここでは保育）との密接な連携を図る必要があることはいうまでもない。

その観点に立ち、地域で母子保健活動に携わる保健師を対象として、母子保健の立場から、保育所保健の母子保健における位置付けを考察し、保育所における保健活動と地域母子保健との連携のあり方について、さらに、今回は、個人情報の開示という問題との関係を視野においた連携のあり方について検討し、今後の母子保健・保育所保健の向上に資することを目的とし、調査研究を実施した。

II. 研究の方法

1. 対象

京都府・京都市（以下、京都群という）、宮城県・仙台市（以下、宮城群という）及び沖縄県（以下、沖縄群という）の保健所及び市町村に勤務する母子保健担当の保健師を対象とした。

2. 調査方法

上記の地域の保健師を対象に、下記の内容のアンケート調査を実施した。

アンケート用紙の配布は、これらの3地域における指導的立場にある保健師に委託して行った。配布数は、3地域で合計431通で、回答は264人の保健師から得られ、その回収率は61.3%である。アンケートの内容としては、①個々の保健師の所属する地域の条件、②保育所の保健活動に関する認識、③保育所との連携の実態、④個人情報の扱い方の実態、⑤地域母子保健と保育所の保健活動との関係に関する意見、等である。なお、調査は、個々の保健師の地域における実践状況と意見、考え方を問うたものである。

また、京都市及び沖縄県において、各地の指導的立場にある医師及び保健師より、①アンケート内容の確認、②保健側と保育側との連携の実態、③保健側の保有する個人情報の保育側への提供の実態について面接によって確認した。

III. 調査結果

1. 保健師の属性

アンケートに回答した保健師264名の地域別内訳を表1に示した。

その年齢分布は、30代が97名(36.7%)で最も多く、以下、20代が74名(28.0%)、40代が68名(25.8%)、50歳以上が25名(9.5%)の順になっている。

それぞれの母子保健業務担当経験年数は、5年未満が74名(28.0%)と最も多く、これを加えた10年未満が131名(49.6%)で、回答者のほぼ半数を占めている。一方、20年以上の経験者は39名(14.7%)である。さらに、この回答者以外の同僚の母子保健担当者数が1～4名であると回答したものが122名(46.2%)を占め、保健師数が少ない地域が多いことを知ることができる。

2. 保育所等に関する認識

(1) 保育所数

各市町村及び保健所管内における認可保育所数を95%の保健師が把握している。各地域の保育所数については表2に示したが、「5カ所未満」が101名

(38.3%)と最も多い。一方、30ヵ所以上の存在する地域の保健師が26名(9.8%)いるが、これらは仙台市及び京都市等の大都市に所属している。

(2) 看護職の配置状況

地域の保健師の97%が、上記の保育所における保健師または看護師(以下、看護職という)の配置状況を把握している。表3に示したように、216名(81.8%)が「配置されていない」と回答している。このことから保育所における看護職の配置が非常に少ないことがわかる。特に、沖縄群では、配置されているという回答は2名のみであり、沖縄県では看護職の配置が非常に少ないことがわかる。

3. 保育所の保健活動に関する認識

地域の保健師が把握している各保育所における保健活動については表4に示した。「知らない」または「わからない」と回答している5名(1.9%)を除き、多岐にわたって保育所の保健活動についての答えが得られた。身体計測、健康診断はいうまでもないが、近年の子育てや疾病上の実態を反映している事項と考えられる虐待対策、アレルギー対策、発達障害、体調不良児の保育、等に関して把握しているものが多くみられる。

保健師の把握状況については地域差が認められる。例えば、沖縄群では発達障害、心身障害に関する認識が高く、京都群では検尿・検便、視力検査、発達検査(相談)等の検査に関する認識が高い。

4. 保育所との連携

(1) 保育所との連絡会の開催について

保育所と保健側との間の連絡会の開催について、表5にみられるように、約半数の123名(46.6%)の保健師がその開催を認めている。これには、地域差が明確であり、宮城群、京都群においてはほぼ同じ割合で連絡会が開催されていると答えているが、沖縄群では約1割に過ぎない。その開催回数では、最も多い回答は年1回が32件(12.1%)で、1回以上5回未満が全体の3割を占めている。

また、その連絡会の内容(複数回答)については表6に示したように、事例検討会が67件(54.5%)と最も多く、次いで活動状況報告が36件(29.3%)、スタッフの顔合わせが32件(26.0%)という順序になっている。開催にあたっては、保健側の保健師が保育所の

連絡会に参加する形態が多く、保育側が保健側の連絡会に参加する割合は低い。その他、共同で開催する勉強会・学習会、障害児保育に関する指導委員会の開催、相互に講師として参加、等があげられている。

(2) 事例別の連携

保育側と事例に関する連携があるという回答は、表7のように、地域の保健師の251名(95.1%)から得られ、これには地域差は認められない。その連携の理由については表9に示したように、「発達の遅れ」に関連した連携が最も多く206件(81.1%)を占め、次いで「被虐待児支援」が105件(41.3%)と多い。その他、障害児保育指導、家庭内暴力への対応、知的障害のある保護者や家族に対する支援とそれに関した保育所に対する指導、転入者や健康診査未受診児の保育所における生活に関する情報提供、等をあげている。

この連携理由については地域差が認められ、沖縄群の保健師の回答が他群のそれよりも少ない。しかし、「発達の遅れ」による連携については、沖縄群の回答の占める割合が他群よりも多く、沖縄県においては、この領域における連携の盛んなことが理解できる。

連携回数(半年間)としては、表8にみられるように、1~4件が多く、9件以下は合わせて212件(84.4%)である。

なお、この割合は、連携があると回答した保健師251名を母数として算出した。

(3) 個別事例の連携内容

保健師と保育所または保育士との間での連携の内容(複数回答)としては、表10に示したように、保健側が保育側からの「保育所における日常的な子どもの様子の聴き取り」と「養育者の様子の聴き取り」が多く、それぞれ216件(85.0%)と193件(76.0%)を占めている。また、保健師が行っている子どもや家族に対する支援にかかわる情報提供、保健側が期待する保育方針にかかわる情報提供、健康診査等の保健活動に関連した情報の提供も多く占めている。その他の事項としては、発達の遅れや障害児などで保育所入所を希望している子どもや保護者への対応、専門医療機関・療育機関に関する情報提供、入所前の子どもの家庭養育に関する情報提供など、もあげられている。しかし、一方、保育所からの保健側への「健康診断等の情報提供」等の連携については比較的少ない。

5. 個人情報について

(1) 情報の扱い方

個人情報保護に関連して、個人情報の扱い方についての対応に関する保健師の回答（複数回答）を表 11 に示した。その回答としては、「本人または保護者の同意を得て」、または「上司と相談した上で情報を限定」して提供しているというものが6割を占めている。地域で実施されている乳幼児期のすべての健康診査の情報提供を実施しているという回答は少ない。

(2) 連携の変化

個人情報保護との関連で、これまでの連携上の変化については、「大きな変化がない」状況であることが把握できる。しかし、「わからない」という回答も約 1/4 に認められ、今後、変化が生じること考えられる。また、これに伴う情報提供の機会についても「変化がない」という回答が最も多く 153 名 (58.0%) を占め、「少なくなった」という回答の 34 名 (12.9%) を上回っている。その「少なくなった」と回答したものは、地域別では大きな差異は認められないが、宮城群にやや少ない傾向にある。

(3) 個人情報の扱いに関する留意点

保育との連携における種々の個人情報の扱い方についての留意点、問題点や意見をまとめた。その連携としては、①発達に関する連携、②育児不安に関する連携、③障害に関する連携、④虐待に関する連携、⑤感染症に関する連携、である。これらの連携に関して、それぞれに 139 件、102 件、113 件、113 件、77 件の回答が得られた。

a. 各項目の共通の留意点

i) 手続き上の留意点

個人情報を扱うことに伴う「いわゆるプライバシーの保護・個人の尊重」を重視しており、情報の提供と収集には保護者に対する目的・内容の説明がなされ、「保護者の同意・了解」を得てから行われている。また、提供については「本人の不利の有無に関する提供先への確認後」に行い、「情報提供による結果や方針を保護者にフィードバック」することが不可欠であるとの回答が多い。また、「保護者の同席のもとに関係者に伝達する」ことに努めている地域や上司の決済を必要とする回答もある。

ii) 情報管理上の留意点

配付資料の保管に注意しており、それをその都度回

収し、FAXの使用禁止、口頭のみでの情報提供等、情報の流出にも配慮していることが把握できる。

iii) 内容に関する留意点

「情報の範囲」や「保育生活に必要な範囲」に留めたり、「受ける相手の理解度」「保護者の受容状況」によって提供する情報内容について配慮していることが多い。

iv) 保護者に関する留意点

保護者の受容程度に応じて、「不安を与えず受け入れてもらえる」ことや「保護者の思いを大切にすること」ように気を遣ったうえで、連携がなされていることが把握できる。

v) 連携先に対する留意点

連携に対しては「子どもや保護者にとって最善の方法」で「情報の共有によってスタッフの意見・方針を統一」することに留意し、さらに「早期発見を心掛ける」ことや「タイムリーな連携の必要性」等、迅速な連携に努めるよう配慮している。また、保健師は、今後の保育士の身分が国家資格となることによって「守秘義務の尊重のもと」に情報交換できることに期待しているが、連携は「公立保育所に限定するように」という発言もあることに注目したい。

b. 連携の項目別の留意点

i) 発達に関する連携

乳幼児期の各健康診査の結果の提供については、特に、個々の乳幼児の発達の遅れに関する情報の扱いについては非常に慎重に行われていることが把握できる回答が目立つ。また、「客観的評価に基づく情報」「正確な結果」の提供に努める一方、「医療に関するデータ」は提供しないように配慮されていることがわかる。

ii) 育児不安に関する連携

育児不安の解消に向けての連携においては、「保護者の気持ちや意見を大切にしていることが把握でき、さらに多分野による連携に伴う保護者の困惑を防ぐために「窓口の一本化」を図るなどの保護者を支える配慮をしている。保健師のなかには「事実と自分の判断を加えることもある」と回答しているものもあるが、育児不安に悩む保護者の混乱を来さぬように evidence-based な指導による連携が不可欠ではなからうか。

iii) 障害に関する連携

この場合には、主治医や専門機関との連携を第一義的に配慮されており、連携としては最も重要な形態で

ある。「入所前に保護者、保育士、保健師間での相談する機会」を設けたり、「障害の受容における家族支援」「保育士－保健師－家族間の信頼関係の確立」に努める配慮によって連携の充実を図っているという回答が認められた。

iv) 虐待に関する連携

児童虐待防止法に通告の義務が決められている関係上、上司、児童相談所、ケースワーカーとの連携がより綿密になっている。当然、保護者の了解は不要の状態でも連携できることが他の項目との大きな違いの認められる点である。情報内容としては、「事実確認を忠実に主観が入らないよう」に留意しており、「細かい出来事」も密に情報交換されている。保護者に対しては「保護者のつらさを理解する」配慮がなされ、さらに、「迅速さとフォロー」の必要性も指摘されている。

v) 感染症に関する連携

「上司への報告が必須」などが徹底されており、「個人が特定できない」ことや「感染予防を最優先」に守秘義務を必須の条件としつつ、感染症の蔓延防止のための連携が実践されていることが把握できた。保育所に対しては、「子どもを中心に」支援し、「主治医や保健所の指示のもと」に連絡会を介して連携されていることが多い。

c. 各項目共通の問題点・課題

i) 保護者に関する問題点

保護者は理解力・認識力・問題意識が低く、保護者の同意が得られがたいことが各項目に共通している問題点である。

ii) 保育所等の連絡先に関する問題点

保育所・幼稚園・学校等から「保護者の了解を得ないで情報提供」を求めることが多く、保育士や教諭等に情報管理に関する認識が薄いことが指摘されている。

iii) 内容に関する問題点

個人情報を提供する範囲・情報の内容に関することが問題点として多く指摘されている。また、提供した情報内容が、保育現場で短絡的に扱われることに心配している回答が多く認められる。

iv) 連携上の問題点

保健師と保育士及び保護者との間に情報提供に関する意識上の「ズレ」が存在することを問題点として指摘されている。また、「保護者の了解を求めると連携が遅れる」こと、「保育所との連携上の役割分担」の

充実を図ることや「各種の健康診査後のフォロー体制の確立」に対応するために、「定期的な連絡会が必要」であるという意見がみられる。

d. 連携の項目別にみた問題点・課題

i) 発達に関する連携

「保護者の同意が得られない場合には専門機関からの検査結果等の情報提供が得られない」ことや「低年齢児の診断の時期」が大きな問題として指摘されている。

ii) 育児不安に関する連携

「母親の成育歴等の情報をどのくらい伝えたらよいか」「地域住民に協力を得る場合の情報提供と守秘」等の問題が指摘されている。保育所との「役割分担を明確にしていないと相談が繰り返される」ことや「専門機関が少ない」ことも問題点とされている。

iii) 障害に関する連携

保護者の承諾がない場合には、関係機関との情報の共有が不可能となり、保健師のなかには、「そのための有効な連携が不可能である」と苦慮しているものがある。また、保育士と保健師とでは「障害についての知識に差異がある」「受け止め方に差がある」ことから連携の難しさが課題となっている。さらに、行政上の問題として加配予算について指摘している保健師もいることに注目したい。

iv) 虐待に関する連携

保護者対応の難しさをはじめとする問題点を指摘する保健師の割合が非常に多い。また、関係機関間に「虐待の捉え方や通告に差異がある」ことや「多くの機関との連携に対する調整の困難性」が問題として指摘されているなど、この項目に関しては他の項目に比して多くの問題点があげられている。

v) 感染症に関する連携

保護者の感染症に関する意識の薄さに基づく医療機関受診の勧奨の困難性を指摘している。その反面、「保健所が個人情報を保持しているために、感染症の流行の実態の把握が困難な事例がある」ことも問題点としてあげられている。

6. 保育所保健と地域母子保健との関係

表 12 は、保育所の保健活動と地域母子保健との関係に関する保健師の意見である。その結果からみると、地域の保健師では、保育所の保健活動を地域母子保健

の一端としてみなしているものは少なく、積極的に保育所保健にかかわるべきであるという意見は 42 件（15.9%）に過ぎない。それは、保健師の「個別の連携が実践されているので従来通りでよい」という 4 割を占める現状肯定と見られる意見が示す通りである。しかし、一方では、「認可保育所のみならず無認可施設との連携の強化」や「幼稚園との連携の必要性」をあげ、幅広い保健の重要性を認めているものもいることは否定できない。また、いずれも 1 割台であるが、保育所における保健活動のなかで認められる欠点や弱点を指摘しているものもある。

これらの保健師の意見には地域差が認められる。一般的には、京都群以外の 2 群の保健師の意見は、それぞれに比較的近いものであるといえる。すなわち、京都群では、保育所や幼稚園との連携を深める必要性を必ずしも認めているものが多くはなく、個別の連携で十分であるとしていることが、他の地域の保健師の意見とは異なる点である。

この設問に関する保健師の自由記載の内容については、大きく以下のように区分して検討することとする。すなわち、

a. 連携のあり方

地域内の保育所・幼稚園及び学校とが同じ基盤で保健問題を考えることの重要性を認め、これらの機関が全体での連携の可能性を向上させるため、日頃から相互に信頼しあえる連携の確立、保健側と保育側と相互の職域・活動に関する確認しあえる機会を確保し、連携のシステム・ネットワークの形成の確立に関わる必要性を認める意見もある。さらに、今日の行政の機構改革、地域のネットワーク形成や業務内容の多角化に伴って、子育て支援の観点で母子保健活動の実践が容易になったという意見も認めることができる。しかし、多忙を理由に、事例毎にすでに実施されている連携で十分であるという意見、定例の連絡会よりも事例を介した連絡会の方が有効であるという意見もみられる。

特に、地域母子保健の観点からは、他職種と連携が必要であることを強調している意見もある一方、保育所保健には必ずしも地域の保健師だけが積極的に関わる必要はないというものもみられた。

b. 連携上の問題点

職種の違いが、保健と福祉の連携の難しさを生んでいることを指摘し、そこには役割分担のための話し合い

の必要性あるという意見がある。特に、母子保健の担当者の業務の中心では、各事業の実践と事務業務が大半を占めており、人が足らなく、他の領域との連携には程遠い状態であるという意見もみられた。また、個人情報保護法の成立に伴って連携が困難になったという意見もある。

c. 保健師と保育所との関係

保育所・子育て支援センター・幼稚園・学校に保健師の配置を望む意見があり、保健所保健師はスーパーバイザーとして積極的に加わってもらいたく、療育を必要とする対象児や障害児には保健所の関与が必要であるとし、地域保健との連携の重要性を強調している意見もある。しかし、保健所の保健師のなかには、対象児が保育所に入所すると安心してしまい、保育所に任せてしまう傾向もあるという意見には注目したい。

d. 幼稚園について

地域保健と幼稚園の関係の調整が難しく、両者の連携はほとんど存在していないのが現状である。しかし、幼稚園（幼稚園教諭）は、発育発達の視点が欠如しやすい傾向があり、現在は 3 歳児保育が増えているので、殊更保健との連携の必要性が大きいことを強調している意見もみられる。

e. 保育所について

保健師の意見には、保育に対して非常に厳しいものが多い。例えば、保育所そのものの機能や保育士の能力に疑問を感じており、より能力をもつ人材の充実を図るようにと保育に要求している。さらに、保育所に保健的な取り組みを期待することは無理であるという意見も述べられている。また、保育士の連携時の言動に対して、保健師は疑問的な意見や不信感をもっているという発言もみられる。

一方、保育の機能を認める意見もある。それは、保育士に対しては、保育のプロとして地域内での活動に期待しているものであり、これに関連して保育士と比較して保健師自身がその力量の限界を感じるという発言もある。集団生活によってのみわかる子どもの発達上の問題も発見されるという期待もあるという指摘もある。

IV. 考察

今日の母子保健活動は、基本的には「健やか親子 21」に基づいて、さらに虐待防止対策をはじめとした子育て支援対策が展開されている。当然、その適切な展開には、他領域との連携の必要性が強調されているが、必ずしも顕著な実効が見出されていない¹⁾ことは否定できず、今日の子育ての実態からみて、福祉（特に、保育）と保健の連携は重要であるといわれている²⁾。しかし、先にも述べたように、その実効性は、必ずしも十分であるとはいえない³⁾。今回の調査研究は、この実効性を向上させ、母子保健活動の一端としての保育所保健の位置付けを確立することにあつた。

今回の調査は、主に母子保健担当の保健師を対象としたことから、実践に即した意見が得られることを期待した。さらに、地域性も配慮して、府県保健所、政令市、一般の市町村を選定した。今回の結果には、地域特性が明確に示されているものもあり、当初の目的を十分に果たすことができたことに、地域選定に間違いがなかったという自負とともに回答者の保健師諸師に深く感謝する。この対象の保健師は、母子保健担当であることから、地域の保育実態の把握の程度はかなり高く、母子保健と保育所保健の機能と実態に関して、多くの肯定的及び否定的な意見のもとに日常の母子保健活動に携わっていることがわかった。しかし、保健師の意見には地域差が認められた。この地域差の発生した要因としては、各地域における保育所保健の実態に差異がみられるとともに、保健師自身の認識の差異がもたらしたものであることは否定できない。特に、保育所、保育士に関連する理解度に均一性がないことも地域差の一因であろう。

今回の調査によっても、保育所に配置されている看護職の少なさが把握できた。実際の配置状況は、全国の全認可保育所の約 20%に過ぎない⁴⁾ことが報告されている。この少ない看護職の業務は、単に保育所内で発生した園児の疾病異常の対応や事故等による傷害の処置のみに従事しているのではなく、保育職員や保護者、入所児童に対する予防医学的機能・保健教育面の機能を発揮している人材が多い⁵⁾ことに注目したい。地域の保健師にも、この点を適切に認識してもらうことによって、保健と保育との連携によって地域におけ

る充実した母子保健活動が構築できるものとする。保育所保健の地域母子保健における位置付けをより一層の向上を図るためには、多くの保健師が強調しているように、保育所の看護職の配置が増えることが期待される。保育所長や保育士のなかにも看護職の果たす保健上の役割を好意的に評価しているものが多いことから⁶⁾、保育界からの働きかけによって看護職の配置促進を推進すべきであると考えられる。また、保健師の把握している保育所保健活動にもあげられていたいわゆる「体調のよくない子ども」の保育や乳幼児健康支援一時預かり事業の確立のためにも看護職の配置が必須であると多くの部門で指摘されている⁷⁾ことも認識しておきたい。

母子保健活動の向上という観点で設定した今回のアンケートの結果を介してみると、地域保健と保育所保健との連携に関する保健師の意見は、かなり厳しいものであることは否定できない。特に、保育所のもつ機能や保育士の能力に基づく保育所における保健活動についての否定的な意見が認められたことも事実である。また、保育士の連携や個人情報の扱い方についても否定的な意見が認められ、その結果として保健側が保育に求める情報は、保健側が保育側に提供している情報よりも多いように思われる。そして、保健師のなかには、保育そのものや保育士に対して不信感をもっているものが決して少なくないということも事実である。加えて、個別事例での連携だけで十分であるという意見があり、保健師のなかには、保育所保健に地域の保健師が積極的に関わるべきという意見の方が少なく、保育所保健を母子保健の一端としてみなしているものは少ないことがわかった。その意図することを今回の調査においては明確にするだけの結果を得ることができなかったが、その一つの理由に地域における人材の不足もあることは否定できない。このような指摘を受ける点については、保育側にも改善すべき点も少なくはなかろうが、保健師には、保育士蔑視の傾向が存在していることも否定できない。この背景には、保健師のなかには、保健に関する基礎教育に保健師と保育士の間では根本的に異なることを認識していないことにもよるものとも思われる。今後の保育士養成における小児保健の教育にも注意しなければならぬことも考えられる⁸⁾。

しかし、保健師のなかには、連携に肯定的な意見を

述べているものも少なくない。特に、無認可保育所、幼稚園さらに学校との密なる連携の必要性を提唱している保健師もあり、この人材を中心にした地域活動の展開にも期待したいものである。また、保育の機能の多様化のもとに、低年齢化、虐待、障害児、育児不安、育児力低下などが増えるに伴って、厚生労働省による次世代育成支援推進法の地域の行動計画の策定事例のなかには、保健と福祉が総合的に企画し実践できる保健活動が示されており、保健と保育の連携の重要性を強調できる事項ではなかろうか。

保育と保健との具体的な連携については、多岐に及ぶことが保健師によって把握されている。特に、障害児、発達障害に関する連携が多いことが指摘されている。これは、保育と保健の双方の思いが一致しているためであり、この点は過去の調査においても確認されている事実である¹⁾。特に、沖縄県においては、障害児や発達障害の園児に関しては巡回診療によって保育所と保健所を介しての支援、指導が行われていることが確認されている。これは、地域特性からも適切な対応といえるものと考えられる。また、母子保健の充実については、保育所のみならず幼稚園や学校等との連携の必要性が指摘されている。このことは、次世代育成支援推進法に基づく行動計画に的確に導入される必要がある。

概していえば、連携は保健側から保育への依頼事項に関する対応が多いように思われ、保健師の保育の業務等の認識に関する態度の適切な改善も図られるようにされたいものである。特に、今日、市町村のなかでは、行政機能の改革にともなって、保健と福祉が同一の部門に統合されていることが多く、この後は、上記のような認識不足を解消できるものと期待したい。

また、今日、大きな社会問題化している虐待については、多くの分野で関心がもたれていることから、連携は比較的容易に、幅広く実践されていることがわかる。児童虐待防止法の制定が大きな支柱となっていることもあろうが、地域において、虐待防止の必要性が深刻に事態に至っていることの証明ともなろう。この点は、個人情報保護の観点でも、別の扱い方で対応できていることが判明できる。

さて、個人情報の扱い方に関しては、保健側がもつ健康情報の保育への提供は、あくまでも保護者の同意または了解に基づいて実践され、さらにはかなり個人の

尊重に重きをおくこと傾向が強くと、保健側が徹底した配慮のもとに情報提供を実践していることを確認できたものといえる。このことは、青木がいうように、健康課題の「地域化」が確立されることが必要であろう²⁾。今回の調査では、保健師からは、個人情報に関する保育側の認識の薄さが指摘されている。その点については、適切な指摘と思われるが、今後、保育士には国家資格が与えられるようになり、それに伴って守秘義務に関する意識の高揚に期待したい。守秘義務が徹底されるあまり、子どもへの対応の遅れに関する問題についても保健師は指摘しており、この問題に適切に対応できるような体制の確立が必要であろう。このような問題の一つの対応策として、各保育所に看護職が配置されていることも必要ではなかろうか。

保健師の意見のなかには、連絡会等の開催や個別の事例に関する情報提供が、現時点で、実践されており、これ以上の連携の必要性がないという指摘がある。このなかには、地域における人材不足を理由に挙げているものいるが、これらの意見の趣旨には、地域保健と保育保健とは別個のものであるという考えが支配しているようである。しかし、子どもの日常生活については、保育士の方が的確に把握していることが多く、集団生活においてはじめて発達上の問題や生活上の問題が存在することが判明するという子どもの保育所生活の実態把握の重要性を保健師も認識すべきであろうと思われる。保育所入所の乳幼児も地域住民の一員であるという基本的な認識に欠けているようにも思われ、この回答の妥当性について、担当している地域における今日の子育ての実態を再度じっくりと検討するだけの度量を求めたい。

V. 結論

保健所または市町村に勤務する保健師を対象に、子育て支援の実践における重要な位置付けにある母子保健と保育所保健との適切な連携をあり方と個人情報の扱い方について調査した。

その結果、保健師は、保育所保健の実態についてはかなり把握しており、発達障害や心身障害児に関する連携は多く、虐待対策でも連携が進んでいることがわかる。しかし、個別の事例を介した連携が現状でも実

施されており、保育所保健を母子保健の一端とするという意見は必ずしも多くはなく、これ以上の連携には否定的な意見もみられたことも事実である。しかし、保育所や幼稚園、学校というような区分するのではなく、地域内では子育て支援の確立に向けて、より一層の連携の必要性を指摘する意見もある。

個人情報に関しては、保健師のなかには、保育所に対して不信感をもっているもあるが、多くは保護者の了解を得たうえで提供しているものが多い。特に、保護者や対象児に不利にならぬよう、また不安を与えないように配慮されている。保健師が保育から得る情報としては、保育所における生活に関するものが多い。この点からみて、情報交換に関しては、今後の保育士養成の一つの課題となろう。

今後、保育所の利用者や地域保健の受益者の立場から、子育て支援としての母子保健、保育所保健のもつ意義がさらに一層確認できるような調査研究を実施したい。

今回の調査研究に協力頂いた、沖縄県、宮城県、仙台市、京都府及び京都市の保健師各位に深謝いたします。また、調査結果の分析にあたって、沖縄県の母子保健の実態に関する指導を頂いた沖縄県の大城清子元沖縄県南部保健所保健師、銘刈辰子沖縄県北部保健福

祉事務所課長、親川豊子沖縄県南部保健福祉事務所課長に謝意を表します。

文 献

- 1) 高野陽：保育所と市町村の保健サービスとの連携について。平成12年度厚生科学研究)子ども家庭総合研究事業)「保育所の保健・衛生面の対応に関する調査研究」(主任研究者 高野 陽)報告書。2002；617-621。
- 2) 高野陽：子育て支援を考える。第24回これからの母子保健を考えるシンポジウム基調講演集。2004
- 3) 遠藤幸子：保育所における看護職の役割と活用。平成12年度厚生科学研究)子ども家庭総合研究事業)「保育所の保健・衛生面の対応に関する調査研究」(主任研究者 高野陽)報告書。2002；636-638。
- 4) 高野陽：保育所保健のめざすもの。第15回全国保育園保健研究大会講演集。2004
- 5) 猪股 祥：体調のよくない子どもの保育(保育の立場)体調のよくない保育に関する報告書。日本保育協会。1998
- 6) 高野陽：保育士養成と小児保健。小児保健研究。2002；61(5)：649-660。
- 7) 青木亜砂子：地域の健康課題の解決に向けて保健師が収集・整理する情報の構造。保健医療科学。2004；52(4)347

「母子保健と保育所の連携に関するアンケート」地域別集計結果

表1. 調査対象（県別・勤務先の種別）

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	都道府県の保健所	18	6.8	0	0.0	8	7.3	10	23.8
2	政令市・特別区の保健所	65	24.6	15	13.3	50	45.9	0	0.0
3	市町村	179	67.8	97	85.8	51	46.8	31	73.8
	不明	2	0.8	1	0.9	0	0.0	1	2.4
	合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0

表2. あなたの市区町村内は、認可保育所が何カ所ありますか

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	～5カ所未満	101	38.3	62	54.9	21	19.3	18	42.9
2	5～10カ所未満	51	19.3	28	24.8	18	16.5	5	11.9
3	10～20カ所未満	48	18.2	5	4.4	38	34.9	5	11.9
4	20～30カ所未満	23	8.7	5	4.4	15	13.8	3	7.1
5	30カ所以上	26	9.8	2	1.8	14	12.8	10	23.8
	不明	15	5.7	11	9.7	3	2.8	1	2.4
	合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0

表3. あなたの市町村立保育所に保健師、看護師が配置されていますか

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	はい	41	15.5	16	14.2	24	22.0	1	2.4
2	いいえ	216	81.8	96	85.0	79	72.5	41	97.6
	不明	7	2.7	1	0.9	6	5.5	0	0.0
	合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0

表4. あなたの市町村立保育所が実施している保健活動のうち、あなたが知っておられるものに、いくつか○をつけてください。

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	身体計測	243	92.0	105	92.9	97	89.0	41	97.6
2	歯科健診	211	79.9	97	85.8	79	72.5	35	83.3
3	視力検査	50	18.9	9	8.0	37	33.9	4	9.5
4	検尿・検便	108	40.9	15	13.3	61	56.0	32	76.2
5	内科健診	211	79.9	93	82.3	85	78.0	33	78.6
6	発達検査（相談）	58	22.0	10	8.8	40	36.7	8	19.0
7	生活指導	138	52.3	56	49.6	61	56.0	21	50.0
8	予防接種	6	2.3	1	0.9	3	2.8	2	4.8
9	発達障害児の療育的ケア	117	44.3	58	51.3	39	35.8	20	47.6
10	食物アレルギーへの対応	144	54.5	59	52.2	68	62.4	17	40.5
11	被虐待児（疑い含む）のケア	114	43.2	48	42.5	52	47.7	14	33.3
12	慢性疾患罹患児の健康管理	42	15.9	15	13.3	21	19.3	6	14.3
13	下痢・風邪など体調のよくない子どもへの対応	123	46.6	56	49.6	45	41.3	22	52.4
14	その他	19	7.2	5	4.4	11	10.1	3	7.1
15	わからない（知らない）	5	1.9	3	2.7	2	1.8	0	0.0
	不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	回答者数合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0
	回答数合計	1,589	601.9	630	557.5	701	643.1	258	614.3

表5. 保育所との連絡会はありますか

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	はい	123	46.6	60	53.1	59	54.1	4	9.5
2	いいえ	134	50.8	49	43.4	47	43.1	38	90.5
	不明	7	2.7	4	3.5	3	2.8	0	0.0
	合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0

高野他：母子保健と保育所の連携に関する保健師の意識調査

表6. 連絡会の内容はどのようなものですか。該当するものにいくつでも○をつけてください。(表5で「はい」と回答した123人限定)

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	スタッフの顔合わせ	32	26.0	12	20.0	20	33.9	0	0.0
2	お互いの活動報告	36	29.3	13	21.7	23	39.0	0	0.0
3	事例検討会	67	54.5	36	60.0	30	50.8	1	25.0
4	保育所の連絡会に保健師が参加	28	22.8	16	26.7	10	16.9	2	50.0
5	保健部門の連絡会に保育所が参加	17	13.8	13	21.7	4	6.8	0	0.0
6	その他	48	39.0	20	33.3	27	45.8	1	25.0
	不明	2	1.6	1	1.7	1	1.7	0	0.0
	回答者数合計	123	100.0	60	100.0	59	100.0	4	100.0
	回答数合計	230	187.0	111	185.0	115	194.9	4	100.0

表7. 必要に応じ、個別事例の連携はしていますか

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	はい	251	95.1	106	93.8	106	97.2	39	92.9
2	いいえ	13	4.9	7	6.2	3	2.8	3	7.1
	合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0

表8. 連携事例は、本年4月から9月末までの半年間にどれくらいありましたか。事例数(実数)を教えてください。

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	1～4件	158	62.9	69	65.1	58	54.7	31	79.5
2	5～9件	54	21.5	28	26.4	19	17.9	7	17.9
3	10～14件	18	7.2	3	2.8	15	14.2	0	0.0
4	15～19件	2	0.8	1	0.9	1	0.9	0	0.0
5	20件以上	5	2.0	0	0.0	5	4.7	0	0.0
	不明	14	5.6	5	4.7	8	7.5	1	2.6
	合計	251	100.0	106	100.0	106	100.0	39	100.0

表9. 連携理由について、該当するものに、いくつでも○をつけてください。

(表5または表7で「はい」と回答した254人限定)

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	発達の遅れの疑い等のフォロー	206	81.1	89	82.4	90	84.1	27	69.2
2	育児不安への対応	86	33.9	36	33.3	40	37.4	10	25.6
3	家庭の生活支援	91	35.8	39	36.1	42	39.3	10	25.6
4	小児慢性疾患児の療養支援(生活支援を含む)	12	4.7	3	2.8	7	6.5	2	5.1
5	心身障害児支援	83	32.7	37	34.3	30	28.0	16	41.0
6	自閉症・情緒障害児の支援	98	38.6	49	45.4	40	37.4	9	23.1
7	被虐待児(疑い含む)支援	105	41.3	45	41.7	48	44.9	12	30.8
8	その他	10	3.9	3	2.8	5	4.7	2	5.1
9	わからない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	不明	10	3.9	3	2.8	5	4.7	2	5.1
	回答者数合計	254	100.0	108	100.0	107	100.0	39	100.0
	回答数合計	701	276.0	304	281.5	307	286.9	90	230.8

表10. 個別事例にかかる連携内容についてお尋ねします。該当するものに、いくつでも○をつけてください。(表5または表7で「はい」と回答した254人限定)

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	保育に関する知識・技術の情報収集	37	14.6	20	18.5	14	13.1	3	7.7
2	保育所における保健活動の流れ、実施体制等の把握	32	12.6	16	14.8	11	10.3	5	12.8
3	保育所における各種健診結果に関する情報収集	36	14.2	9	8.3	18	16.8	9	23.1
4	保育所における日常的な子どもの様子の聞き取り	216	85.0	90	83.3	94	87.9	32	82.1
5	養育者の様子の聞き取り	193	76.0	79	73.1	87	81.3	27	69.2
6	保育所や保育士の保育の方針・方向性の情報収集	115	45.3	61	56.5	42	39.3	12	30.8
7	疾病、保健に関する知識・技術の情報提供	80	31.5	30	27.8	34	31.8	16	41.0
8	計測、発達チェック、診察結果に関する情報提供	96	37.8	34	31.5	49	45.8	13	33.3
9	養育者の主訴、相談内容に関する情報提供	123	48.4	54	50.0	55	51.4	14	35.9
10	訪問等で得られた家庭での子どもの様子に関する情報提供	150	59.1	65	60.2	65	60.7	20	51.3
11	訪問等で得られた家庭での養育方法、家族状況に関する情報提供	146	57.5	67	62.0	62	57.9	17	43.6
12	保健師としての援助方針、方向性に関する情報提供	166	65.4	76	70.4	66	61.7	24	61.5
13	その他	13	5.1	6	5.6	6	5.6	1	2.6
14	わからない	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	不明	6	2.4	2	1.9	4	3.7	0	0.0
	回答者数合計	254	100.0	108	100.0	107	100.0	39	100.0
	回答数合計	1,409	554.7	609	563.9	607	567.3	193	494.9

表11. 連携の際の個人の情報の取り扱いについてお尋ねします。該当するものに、いくつでも○をつけてください。

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	担当保健師の判断で情報提供している。	88	33.3	44	38.9	28	25.7	16	38.1
2	上司と相談しながら、必要な情報を限定して提供している。	164	62.1	77	68.1	64	58.7	23	54.8
3	他機関からの照会はずべて上司に書面で報告の上、許可を得て情報提供している。	27	10.2	11	9.7	13	11.9	3	7.1
4	すべて本人又は保護者の同意を得た上で情報提供している。	51	19.3	18	15.9	25	22.9	8	19.0
5	必要に応じて、本人又は保護者の同意を得て情報提供している。	174	65.9	78	69.0	73	67.0	23	54.8
6	その他	6	2.3	2	1.8	2	1.8	2	4.8
	回答者数合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0
	回答数合計	510	193.2	230	203.5	205	188.1	75	178.6

表12. 地域母子保健からみた保育所の保健活動についてあなたのご意見をお聞かせください。該当するものがあれば、いくつでも○をつけてください。

No.		全体		宮城県		京都府		沖縄県	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	必要な事例については個別に連携しており、これまで通りでよい	106	40.2	42	37.2	47	43.1	17	40.5
2	専任の保健師や看護師を配置する必要がある	49	18.6	21	18.6	20	18.3	8	19.0
3	保育所、幼稚園、無認可保育所入所児の健診や入所前健診は、地域の保健師と連携して行うことが望ましい	43	16.3	24	21.2	13	11.9	6	14.3
4	保育所との連携を強化する必要がある	141	53.4	69	61.1	44	40.4	28	66.7
5	今後、無認可保育所との連携等に取り組む必要がある。	79	29.9	37	32.7	24	22.0	18	42.9
6	今後、幼稚園との連携等に取り組む必要がある。	103	39.0	57	50.4	27	24.8	19	45.2
7	保育所保健は地域母子保健に含まれるものであり、地域の保健師が積極的に行う必要がある。	42	15.9	18	15.9	18	16.5	6	14.3
8	その他ご意見など自由に記入してください	58	22.0	27	23.9	24	22.0	7	16.7
	回答者数合計	264	100.0	113	100.0	109	100.0	42	100.0
	回答数合計	621	235.2	295	261.1	217	199.1	109	259.5